

大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 議事録

第一回 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

第一回 都市再生安全確保部会

日 時:平成 29 年 3 月 8 日(水)15:00～15:55

場 所:ゲートシティ大崎 1階 ルームD

1. 開 会

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

定刻になりましたのでこれより開会させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。これより大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会における第一回大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます品川区防災まちづくり部防災課地域連携係の大森と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議の流れですが、議事次第に沿いまして「都市再生緊急整備協議会 会議」と「都市再生安全確保計画部会」の2部構成となっております。協議会会議の終了予定時刻は、15時40分、その後10分間の休憩を挟みまして部会を開始します。部会の終了は16時30分頃を予定しておりますが、若干早まると見込んでおります。協議会会議から部会に移行する休憩の時間を使って頂いて各関係機関の皆様と名刺交換等をして頂ければと思います。

広報用の資料や実施報告書を作成するにあたり、写真の撮影、録音をさせていただきます。また、協議会会議および部会において議決された事項等について、品川区ホームページ等にて公表させていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、内閣府地方創生推進事務局 参事官 寺元博昭様より挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

(内閣府 地方創生推進事務局 寺元参事官)

ご紹介頂きました寺元でございます。本日は年度末の非常に忙しい中、ご参加頂き、誠に御疲れ様でございます。このスキームは平成14年に都市再生措置法という法律ができて、その後、東日本大震災のときの災害を契機に、帰宅困難な人が大勢でることがわかりました。首都圏では515万人といわれ、多くの方が帰れなくなったという状況の中、しかも首都直下地震が30年以内に7割の確率で起きるといわれておりますけども、それに対応していこうということで始まったものであります。平成28年度末には、累計で18計画ほど都市再生安全確保計画が策定される予定です。都内でも新宿や渋谷、あるいは丸の内など大きなところで作成しております。本日、配付されている資料を拝見させて頂いたところ、本地域でも五反田も合わせて40万人近い方の乗降がおられるということで、万が一の時に備えて皆で計画を作っていこうということでございます。

全国の例を少し紹介させていただきますと、計画を作って終わりというよりは、計画を基に実際に訓練をしていざという時に実際にうまくまわるようにしようということで、本日お集まり頂いておりますように、行政関係の方々あるいは交通事業者の方々、公益事業者の方々、そして民間の住宅関係も含めた事業者の方々が皆で協力していこうという趣旨でございますので、こちらもいよいよ大崎駅周辺の特性に合わせて計画を作ろうと考えております。私どもからも他地域の情報も必要に応じて提供させていただきたいと思っております。質のよい安全安心な計画になるように私ども力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事 第一回 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

1) 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の設立について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

寺本参事官ありがとうございました。それではこれより、議事に移らせて頂きます。

議事次第に沿いまして「3. 議事 1) 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の設立について」の説明に参ります。

資料1をご覧頂きたいと思えます。資料は①から⑤までありますが①、②、④、⑤について説明させていただきます。

まず、「①都市再生安全確保計画とは」です。本計画を来年度1年間で作成していくところですが、こちらの背景は、先ほど参事官からのご挨拶にもありましたとおり、首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定されると言われております。大崎駅は1日に約18万人、五反田駅は約21万人の利用があるということで、大きな都市機能集積地と位置づけられており、災害時における混乱防止および安全確保が重要な課題となっております。

大崎・五反田駅周辺の地域は、平成14年に約60ヘクタールの広さで「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域」に指定されております。東日本大震災を受けまして、平成24年に改正された都市再生特別措置法により、都市再生安全確保計画の策定が求められているという経緯になってございます。

都市再生特別措置法に基づいて、大規模な地震等が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、ハード・ソフト両面から幅広い防災対策を盛り込んだ計画を策定することが本協議会を設立する目的となります。

右側の地図の赤い点線部分が大崎駅周辺の都市再生緊急整備地域となります。大崎駅は近隣に五反田駅があるということが、まず大きな特徴となっております。それから大崎駅と五反田駅はJR山手線で結ばれており、線路を挟んで東側と西側に分かれています。また、地図上の青い線は目黒川となりますが、大崎駅の東側は線路と目黒川に挟まれている地区と、目黒川を挟んで北側に分かれます。したがって、大崎駅周辺地域は、大きく3つの場所に分かれているという特色を踏まえながら計画を作っていくことがポイントになるかと思えます。

続きまして「②都市再生安全確保計画の作成」になります。都市再生緊急整備協議会のもとに協議会会議および都市再生安全確保計画部会を設置しまして、都市再生安全確保計画について検討・調整

を図って、計画を決定していく形になります。関係者間で共有した、地域の現状と課題、課題解決に向けた取り組み等を都市再生安全確保計画としてまとめるといったところで進めていきたいと思っております。

組織の構成ですが、まず「都市再生緊急整備協議会」が一番上にあります。こちら後ほど構成員を説明していきます。それから、「都市再生緊急整備協議会 会議」があります。そして、この後、開催する予定であります「都市再生安全確保計画部会」が中心となって計画案の検討や作成をする形になります。品川区が事務局となりまして、部会等に協議を諮って意見を頂いたものを計画として策定し、この後説明いたします規約により部会の議決、報告をもって、協議会会議、都市再生緊急整備協議会で議決するという運びとなっております。

都市再生安全確保計画に記載する内容の一例を資料に挙げています。ハード対策については、退避経路、退避施設、備蓄倉庫の確保といったところになります。これは少しハードルの高い項目とはなりますが、非常用電気等供給施設等の施設の整備・管理といったものも記載する内容となっております。それから建築物の耐震改修などもハード対策の中で触れていければと考えております。そして、ソフト対策ですが、情報共有・提供方法、防災訓練の実施、人材の確保・育成、ルールの整備、要配慮者への対応等を計画に盛り込んでいく予定となっております。

③は飛ばしまして、「④都市再生緊急整備協議会の構成員」にまいります。構成員は国、都、区、防災関係機関、建築物の所有者・管理者・占有者等、鉄道事業者、ライフライン事業者等という構成となります。また、オブザーバーとして、エリアマネジメント・まちづくり団体、町会・自治会等が入る場合があるということになります。

「⑤都市再生安全確保計画の活用」です。大崎駅周辺地域では、再開発がかなり進んでおり、ハード面の整備は、ほぼ完成しているということが実態です。したがって、帰宅困難者対策としての情報提供や訓練実施等のソフト面における事業のほか、退避経路や退避施設、備蓄倉庫に関する空間確保等の事業実施が考えられます。大きくこの2点を中心にやっていくことを考えております。

それから計画策定後は、都市再生安全確保計画部会の構成員を中心として大崎・五反田駅それぞれで『駅周辺帰宅困難者対策協議会』を設置し、地域ルールの作成や訓練を実施していくことで、より具体的な帰宅困難者対策を進めて、大崎・五反田駅周辺の防災力向上を図っていこうと考えております。本取り組みの効果については、地域の実情、特性に応じた即地的な計画となるため、着実な防災性能の向上が見込まれ、計画を書面にするということが、しっかりと被害想定や地域の特色等を皆様と共有しながら防災性の向上を図っていくことができること、また、地域の防災性能が向上することは、立地企業の人的資源(従業者)の保護につながり、事業継続性の確保が可能となることが考えられます。そのほか、災害リスクを適切に管理し、地域貢献・社会貢献を行う企業ということで市場から評価を得ることにもつながるかと思っております。そして、エリア内の企業が事業継続に係る機能を補完しつつ、連携・協力して、効率的で効果的な対策を講じることで、その地域が「災害に強い業務エリア」としてのブランド力や価値の向上にもつながっていくと考えられます。最後に、計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置やハード系の整備に要する費用に対しての支援を受けられる場合もあるといったところも、この都市再生安全確保計画を作成していくことの効果といえます。以上が資料1の説明になります。

2)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

続いて「2)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約について」資料 2 をご覧ください。資料 2 は読み上げの形をとらせて頂きますが、時間の都合上、第七条、第九条から第十一条、第十三条については読み上げを省略させて頂きますのでご容赦ください。

(「資料 2 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約(案)」第一条から第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十五条、附則を読み上げ)

3)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会構成員および大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議構成員について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

続いて「3)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会構成員および大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議構成員について」を説明させて頂きますので資料3をご覧ください。こちら3枚綴りの資料となり、1枚目が大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の構成員(案)、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 会議 構成員名簿(案)が2枚目となっております。こちらは「国の関係行政機関」、「地方公共団体、その他執行機関」、「民間事業者等」、「鉄道事業者」、「公共公益施設管理者」の5つのグループになっております。特に「民間事業者等」につきましては大崎駅周辺地域の再開発等に伴う7つの街区によりご参加を頂いているところです。なお、協議会、協議会会議の構成員の氏名、役職の読み上げについては割愛させて頂きます。

以上、協議会の設立、規約、構成員について、ご承認頂ける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。皆様のご承認を確認させて頂きましたので、以後、規約に基づき取り組みを進めてまいります。

4)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 会議 議長の互選について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

続きまして「4)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 会議 議長の互選について」を説明させて頂きます。先ほど皆様からご承認頂きました、当協議会規約第六条に基づき、協議会会議の議長を選任いたします。議長は、構成員の中から互選することとなっております。自薦、他薦がございましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(構成員)

東京都都市整備局長が適任かと思えます。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

東京都都市整備局長とのご推薦を頂きました。ご承認頂ける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。皆様のご承認を頂きましたので、協議会会議の議長は、東京都都市整備局長の※邊見(へんみ)様をお願いいたします。なお、本日は※邊見局長の代理ということで東京都都市整備局総務部調整担当課長の脇本様にご出席を頂いております。脇本様、議長席にお移り頂き、以降の進行をお願いいたします。

(議長 東京都 都市整備局 総務部 脇本調整担当課長)

東京都都市整備局の脇本でございます。ただいま、協議会会議構成員の皆様の互選によりまして、東京都都市整備局長が議長に選任されました。本日は、あいにく局長の※邊見の都合がつかず、代理として、議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って、議題「5)都市再生安全確保計画部会の設置について」を進めさせていただきます。

ただいまの会議冒頭に事務局からも説明がございましたが、都市再生特別措置法では、大規模な地震が発生した際の滞在者の安全の確保を図るため「都市再生安全確保計画」を策定することができるかとされてございます。当該計画の作成、実施にあたりましては、国や地方公共団体のほか、都市開発を行う民間事業者、また鉄道事業者等、公共公益施設の管理者の皆様、また地域にお住まいの皆様、様々な皆様と連携しながら進めていくことが重要でございます。

そこで、今後、大崎駅周辺地域におきまして、都市再生安全確保計画を作成していくための部会を設置しまして、必要な協議、調整を行いたいと思いますが、何かご意見等はございますでしょうか。

(発言なし)

それでは、規約第十二条に基づきまして、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議に都市再生安全確保計画部会を設置いたします。今後は部会におきまして、皆様と都市再生安全確保計画の策定に取り組んで参りたいと存じます。構成員や取り組みの詳細につきましては、この後行います安全確保計画部会にてご議論して頂きます。その他、ご意見やご発言などございますか。

(発言なし)

特に無ければ、当会議の議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

協議会会議の議事は全て滞りなく終了いたしました。議事の進行にご協力頂き、ありがとうございました。引き続き、第二部としまして、都市再生安全確保計画部会を開催いたします。若干の準備がございますので、これより10分間の休憩の時間とさせていただきます。15時45分に再開いたしますのでそれまでにご着席ください。それでは引き続きよろしくお願いいたします。

(休憩)

4. 議 事 第一回 都市再生安全確保計画部会

1)都市再生安全確保計画部会の設立について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

それでは、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 第一回 都市再生安全確保計画部会を開催いたします。次第に沿って「4. 議事 1)都市再生安全確保計画部会の設立について」を進めていきたいと思ひます。

まず、設立についてですが、先ほど皆様からご承認頂きました規約第十二条に基づいて、協議会会議で議決され、部会を設立しております。改めましての資料の説明は省略させていただきます。

2)都市再生安全確保計画部会構成員について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

「2)都市再生安全確保計画部会構成員について」に移ります。お手元の資料3の3枚目をご覧ください。3枚目が安全確保計画部会の構成員名簿となっております。こちらも先ほど説明させて頂いたとおり、国の関係機関をはじめ公共公益施設管理者等により組織されているところでございます。

以上、部会の設立、構成員についてご承認頂ける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。皆様のご承認を確認させていただきました。

3)都市再生安全確保計画部会長の互選について

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

続きまして、議事「3)都市再生安全確保計画部会会長の互選について」に移りたいと思ひます。規約第十二条第3項に基づき、部会長を選任したいと思ひます。部会長は、構成員の中から互選することとなっております。自薦、他薦がございましたら発言をお願いいたします。

(構成員)

品川区防災課長が適任と考えますがいかがでしょうか。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

品川区防災課長とのご推薦を頂きましたが、ご承認頂ける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。皆様のご承認を頂きましたので、品川区防災まちづくり部防災課 古巻課長に都市再生安全確保計画部会の部会長をお願いいたします。部会長席にお移り頂き、以降の進行をお願いいたします。

5. その他

1) 今後のスケジュールについて

(部会長 品川区防災まちづくり部防災課 古巻課長)

ただいま、都市再生安全確保計画部会の構成員の皆様の互選により、部会長に選任されました品川区防災課長の古巻でございます。これからの進行を務めさせていただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

先ほど、第一回 協議会会議におきまして、都市再生安全確保計画部会が設置されまして、今後、皆様と安全確保計画を策定し、計画に基づく取り組みを実施していくという流れになりますけれども、計画策定に向けて、「5. その他 1) 今後のスケジュールについて」を事務局より説明をお願いします。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

今後のスケジュールについて、資料1の「③都市再生安全確保計画作成のスケジュール(案)」をご覧ください。スケジュール表を記載しております。本日、平成28年度3月8日が協議会の設立ということで、協議会会議、部会の1回目となります。次年度平成29年度5月頃を目途に部会の第2回目を開催いたします。第2回部会では地域特性や課題の抽出等を中心に行います。7月頃に第3回目の部会を開催しまして、地域特性等のご意見をまとめ、課題の共有を図っていきます。10月頃に第4回目を開催し計画の骨子を提示させていただきます。第5回目、12月頃を目処に計画を策定していくという予定です。平成30年度以降は4月から6月、駅周辺帰宅困難者対策協議会設立と記載しています。下の図のとおり、本日、都市再生緊急整備協議会の設立、平成29年度に都市再生安全確保計画の策定を行います。それから平成30年度以降に大崎駅帰宅困難者対策協議会と五反田駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立といったスケジュール案を作成しております。

平成29年度の部会におきましては、先ほど構成員のところでご説明いたしましたオブザーバーということでエリアマネジメント・まちづくり団体、町会・自治会等を交えて部会を進めていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

(部会長 品川区防災まちづくり部防災課 古巻課長)

ありがとうございます。ただいま今後のスケジュールについて説明がありましたけれども、これに関しましてご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。特に無いようでしたら議事次第「5. その他 1) 今後のスケジュールについて」は以上とさせていただきます。当部会の議事は以上になりますけれども、全体をおしまして何かご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言なし)

特にございませんでしょうか。それでは部会につきましてはこれもちまして終了とさせていただきます。進行は事務局にお返しします。

6. 閉 会

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 大森係長)

それでは、都市再生安全確保計画部会の議事は全て滞りなく終了いたしました。議事の進行にご協力頂き、ありがとうございました。お示したスケジュールに基づき、皆様と協議を重ねながら、安全確保計画の策定を進めていきたいと存じます。次回の開催については、改めて連絡をさせていただきますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

本協議会が防災関係機関と大崎駅周辺地域の皆様の顔の見える関係を築ききっかけになることを願ひまして、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 第1回 都市再生安全確保計画部会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上

※文中、東京都都市整備局長 邊見様の「邊」の字は一点しんによ